複合構造委員会委員長候補者選考細則

平成１８年１月２６日制定
令和８年１０月１５日改正

第１条 目的

この細則は，複合構造委員会における次期委員長候補者を公正かつ円滑に選出するため，委員長候補者の立候補，推薦，選出，投票方法および投票結果の管理に関し，必要な事項を定めるものとする．

第２条 委員長候補者立候補･推薦の届出

（１）複合構造委員会構成員（以下「構成員」という．）は，委員長候補者として自ら立候補（以下「立候補」という．）することができる．

（２）構成員は，委員長候補者を構成員の中から推薦することができる．

（３）委員長候補者立候補･推薦の届出は，所定の様式の立候補･推薦書を所定の期日までに土木学会事務局へ届け出ることにより行うものとする．

（４）構成員は複数の委員長候補者を推薦することはできない．

第３条 委員長候補者の選出

（１）委員長候補者として立候補した者および推薦された者が3名以上のとき

(a) 構成員は，これらの者を被選挙人として単記無記名で投票を行う．有効投票数（白票および無効票を除いた投票数）の過半数の票を得た者を委員長候補者として選出する．

(b) 過半数の票を得た者がいないときは，得票数上位2名の者を被選挙人として，再度構成員による投票を単記無記名で行う．ただし，得票数第1位の者が複数いる場合は，そのうち年長の者から順に2名を被選挙人とする．得票数第1位の者が1名で，得票数第2位の者が複数いる場合は，得票数第1位の者および得票数第2位の者のうち最も年長の者を被選挙人とする．再度の投票においては，得票数の多い者を委員長候補者として選出する．得票数が同じ場合には，年長者を委員長候補者として選出する．

（２）委員長候補者として立候補した者および推薦された者が2名のときは，当該2名を被選挙人として，構成員による投票を単記無記名で行う．得票数の多い者を委員長候補者として選出する．得票数が同じ場合には，年長者を委員長候補者として選出する．

（３）委員長候補者として立候補した者および推薦された者が1名のときは，その者を被選挙人として，信任･不信任の投票を無記名で行う．有効投票数の過半数の信任票を得た場合に，その者を委員長候補者として選出する．

(4)選挙は構成員の過半数による投票をもって成立するものとする．この場合において，白票および無効票は投票総数に含めるが，委員長候補者の選出に係る得票数には含めない．

(5)前項の規定により選挙が成立しなかった場合には，選挙管理小委員会がその取扱いおよび再投票の方法を定め，構成員に周知した上で，再度投票を行うものとする．再度の投票によっても選挙が成立しなかった場合には，付則の規定を準用する．

第４条 選挙管理小委員会の設置

複合構造委員会は，選挙管理小委員会を設置する．選挙管理小委員会は，複合構造委員会の幹事長および幹事2名の計3名で構成する．選挙管理小委員会委員長および委員は投票権を有するが，委員長候補者として立候補すること，または委員長候補者の推薦人もしくは被推薦人となることはできない．ただし，選挙管理小委員会委員長および委員は，選挙管理小委員会を辞することにより委員長候補者として立候補すること，または委員長候補者の推薦人もしくは被推薦人となることができる．その場合は，複合構造委員会委員長が複合構造委員会幹事の中から選挙管理小委員会委員長および委員を指名し，複合構造委員会の承認を得る．

第５条 投票方法

投票は，郵送，電子的手段等，選挙管理小委員会が適切と認める方法により実施することができる．

第６条 投票に関する取扱い

(1)投票は，次に掲げる要件を満たすものとする．

(a)選挙管理小委員会が投票者個人を直接特定できる情報（氏名，所属，メールアドレス等）を投票内容とあわせて取得しないこと．

(b)投票の公正性および一人一票の原則が確保されること．

(c)投票結果が改変されないこと．

(2)電子的手段による投票（以下「電子投票」という．）において，投票資格の確認または重複投票の防止を目的として，投票コード等の識別情報を用いることができる．投票コード等は，投票資格の確認および重複投票の防止のためにのみ用いるものとし，選挙管理小委員会は投票内容と投票者個人を対応付けて管理してはならない．

第７条 投票結果の管理

(1)投票結果の集計，無効票の確認および管理は土木学会事務局が行い，選挙管理小委員会が候補者に対する得票数を確認する．

(2)投票の有効性に関する最終判断は，選挙管理小委員会に一任する．

(3)選挙管理小委員会委員長は，選挙後の複合構造委員会で投票結果を報告する．

（4）投票データは，委員長候補者の選出後，土木学会事務局が適切な期間保管したのち，速やかに廃棄するものとする．

第８条 改正

この複合構造委員会委員長候補者選考細則の改正は，選挙管理小委員会で検討し，幹事会に諮った後，複合構造委員会の承認を得て行うことができる．

付則

委員長候補者に立候補した者および推薦された者は，正当な理由がない限り，立候補および推薦を辞退することはできない．立候補および推薦を辞退する場合には，速やかに選挙管理小委員会に申し出なければならない．

委員長候補者に選出された者は，正当な理由がない限り，就任を辞退することはできない．就任辞退の申し出があった場合には，委員長が次期委員長候補者を推薦し，構成員に諮り承認を得る．

委員長候補者として立候補した者がなく，かつ委員長候補者の推薦が得られなかった場合，第３条（３）において委員長候補者の信任が得られなかった場合，あるいは第３条（４）の選挙成立条件が満たされなかった場合など，選挙によって委員長候補者を決定できなかった場合には，委員長が次期委員長候補者を推薦し，構成員に諮り承認を得る．

この細則は，令和８年１０月１５日から施行する．